

魚津市告示第171号

魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 14 日

魚津市長 村椿 晃

魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成 2 年魚津市規則第 6 号）第 21 条の規定に基づき、富山地方鉄道ネットワーク維持補助金（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第 2 条 市長は、鉄道ネットワークを維持するため、次条に定める補助対象事業者に対し、鉄道事業の経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助対象事業者は、富山地方鉄道株式会社とする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表によるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする補助対象事業者は、魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者（以下「補助事業者」という。）にその旨を通知するものとする。

(補助対象経費の変更)

第 7 条 補助事業者は、補助対象経費の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金変更交付申請書（様式第 2 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の補助対象経費の変更に係る軽微な変更は、補助対象経費の30パーセント以内の減額とする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、令和9年1月までの営業収支が確定したときは、速やかに魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を補助事業者に支払うものとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、第6条の規定による補助金の交付決定の通知をした後に、交付決定額の2分の1以内を概算払することができる。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条ただし書きの規定により補助金の概算払を受けようとするときは、魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金概算払請求書(様式第4号)により市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条の規定による交付決定を受けている者に係る第12条及び第13条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率
次の各号に掲げる額の合計額 (1) 令和8年度4月から1月までの実質営業収支差額（鉄道事業における営業費用合計額から営業収入合計額及び鉄道施設結合安全対策事業費補助金（同種交換分に限る。以下同じ。）を差し引いた額）の合計額（その額に1,000円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額） (2) 令和8年度2月及び3月の実質営業収支差額（令和7年度2月及び3月の実質営業収支差額の合計額に、前号の額を令和7年度4月から1月までの実質営業収支差額の合計額で除して得た値を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額）をいう。以下同じ。）	2.21%以内

年 月 日

魚津市長 宛

所在地
事業者名
代表者名

令和 8 年度魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金交付申請書

令和 8 年度において魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金の交付を受けたいので、魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

項 目	補助対象経費	補助金申請額
令和 8 年度 4 月から 1 月までの実質営業収支差額	千円	千円
令和 8 年度 2 月及び 3 月の実質営業収支差額	千円	千円
合 計	千円	千円

【記載要領】

- ・補助対象経費は、別途内訳表（様式 1－1）を添付すること。
- ・補助金申請額は、補助対象経費に補助率を乗じた額（千円未満切捨て）とすること。

富山地方鉄道 鉄道事業の営業収支

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	1月までの計	2月	3月	2～3月計	合計
旅客収入															
運輸雑入															
①営業収入計															
人件費															
動力費															
物件費															
経費															
売上原価															
退職給付引当金															
減価償却費															
一般管理費															
②営業費用計															
③営業収支差額(①-②)															
④鉄道施設総合安全対策事業費補助金(同種交換分)															
実質営業収支差額(③-④)															

(a)

(b)

令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	1月までの計	2～3月計	合計
旅客収入													
運輸雑入													
①営業収入計													
人件費													
動力費													
物件費													
経費													
売上原価													
退職給付引当金													
減価償却費													
一般管理費													
②営業費用計													
③営業収支差額(①-②)													
④鉄道施設総合安全対策事業費補助金(同種交換分)													
実質営業収支差額(③-④)													

(A)

(B)

(A)+(B)

←補助対象経費

R9年2～3月実質営業収支差額(B)

=

R8年2～3月実質営業収支差額(b)

×

R8年4月～R9年1月実質営業収支差額(A)

÷

R7年4月～R8年1月実質営業収支差額(a)

年 月 日

魚津市長 宛

所在地
事業者名
代表者名

令和 8 年度魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金変更交付申請書

年 月 日付け魚津市指令都第 号で交付決定があった魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金について、下記のとおり補助対象経費を変更したいので、魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金交付要綱第 7 条の規定により、承認を受けたく申請します。

記

補助対象経費	変更前	変更後	差引
令和 8 年度 4 月から 1 月までの実質営業収支差額	千円	千円	千円
令和 8 年度 2 月及び 3 月の実質営業収支差額	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円

- 【記載要領】
- ・ 変更交付申請の補助対象経費は、別途内訳表（様式 2-1）を添付すること。

補助金額	交付決定	補助所要額	差引
令和 8 年度 4 月から 1 月までの実質営業収支差額	千円	千円	千円
令和 8 年度 2 月及び 3 月の実質営業収支差額	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円

- 【記載要領】
- ・ 補助金申請額は、補助対象経費に補助額を乗じた額（千円未満切捨て）とすること。

富山地方鉄道 鉄道事業の営業収支計画

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	1月までの計	2月	3月	2～3月計	合計
旅客収入															
運輸雑入															
①営業収入計															
人件費															
動力費															
物件費															
経費															
売上原価															
退職給付引当金															
減価償却費															
一般管理費															
②営業費用計															
③営業収支差額(①-②)															
④鉄道施設総合安全対策事業費補助金 (同種交換分)															
実質営業収支差額(③-④)															

(a)

(b)

令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	1月までの計	2～3月計	合計
旅客収入													
運輸雑入													
①営業収入計													
人件費													
動力費													
物件費													
経費													
売上原価													
退職給付引当金													
減価償却費													
一般管理費													
②営業費用計													
③営業収支差額(①-②)													
④鉄道施設総合安全対策事業費補助金 (同種交換分)													
実質営業収支差額(③-④)													

(A)

(B)

(A)+(B)

←補助対象経費

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{R9年2～3月実質営業収支差額(B)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{R8年2～3月実質営業収支差額(b)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{R8年4月～R9年1月実質営業収支差額(A)} \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{R8年4月～R9年1月実質営業収支差額(a)} \\ \hline \end{array}$$

年 月 日

魚津市長 宛

所在地
事業者名
代表者名

令和8年度魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金実績報告書

年 月 日魚津市指令都第 号で交付決定があった魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金について、魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

項 目	補助対象経費	補助所要額
令和8年度4月から1月までの実質営業収支差額	千円	千円
令和8年度2月及び3月の実質営業収支差額	千円	千円
合計	千円	千円

【記載要領】

- ・補助対象経費は、別途内訳表（様式3-1）を添付すること。
- ・補助金申請額は、補助対象経費に補助額を乗じた額（千円未満切捨て）とすること。

【添付書類】

- ・令和9年1月までの営業収入及び営業費用の実績を確認できる書類

富山地方鉄道 鉄道事業の営業収支

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	1月までの計	2月	3月	2～3月計	合計
旅客収入															
運輸雑入															
①営業収入計															
人件費															
動力費															
物件費															
経費															
売上原価															
退職給付引当金															
減価償却費															
一般管理費															
②営業費用計															
③営業収支差額(①-②)															
④鉄道施設総合安全対策事業費補助金(同種交換分)															
実質営業収支差額(③-④)															

(a)

(b)

令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	1月までの計	2～3月計	合計
旅客収入													
運輸雑入													
①営業収入計													
人件費													
動力費													
物件費													
経費													
売上原価													
退職給付引当金													
減価償却費													
一般管理費													
②営業費用計													
③営業収支差額(①-②)													
④鉄道施設総合安全対策事業費補助金(同種交換分)													
実質営業収支差額(③-④)													

(A)

(B)

(A)+(B)

←補助対象経費

R8年2～3月実質営業収支差額(B)

=

R8年2～3月実質営業収支差額(b)

×

R8年4月～R9年1月実質営業収支差額(A)

÷

R7年4月～令和8年1月実質営業収支差額(a)

年 月 日

魚津市長 宛

所在地
事業者名
代表者名

令和 8 年度魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金概算払請求書

年 月 日付け魚津市指令都第 号で交付決定があった魚津市富山地方鉄道
ネットワーク維持補助金について、魚津市富山地方鉄道ネットワーク維持補助金交
付要綱第11条の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

概算払請求額	金	円
交付決定額	金	円
残 額	金	円